

京都市告示第 98 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 6 月 8 日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

大原勝林院町町内会

2 規約に定める目的

この会は、会員相互の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図り、福祉向上に努める事を目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事
- (2) 葬儀等の際の互助に関する事
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関する事
- (4) ごみ処理、排水などの保健衛生に関する事
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事

3 区 域

京都市左京区大原勝林院町の 1 番地と 10 番地を除く全域及び来迎院町 14 番地、17 番地、75 番地、83 番地、338 番地、397 番地、399 番地とする。

4 主たる事務所

京都市左京区大原勝林院町 37 番地

5 代表者の氏名及び住所

中林修

京都市左京区大原勝林院町 98 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成24年6月4日

(文化市民局地域自治推進室)